

事業場排水と下水道

茨木市建設部下水道課

はじめに

下水道は、生活環境の改善や地域の衛生の向上を図り、浸水の防除をも目的とした都市の基盤的な施設であるとともに、公共用水域の水質保全という目的を担った施設です。

下水処理場における下水の処理方法は、生物処理を主体としたものであり、微生物にとって有害な物質が流入すれば、処理機能が損なわれ、処理場からの放流水の水質を排水基準に適合させることが困難になってしまいます。

工場・事業場では、公共下水道の使用にあたって下水道法及び市条例を遵守し、快適な市民生活が守られるように適正な水質管理に努めてください。

目次

1	下水道へ排除するときの基準	・・・	1
2	除害施設	・・・	3
3	特定施設と特定事業場	・・・	3
4	特定施設設置者の受ける規制	・・・	4
5	届出	・・・	5
6	事故時の措置	・・・	6
7	水質の測定義務	・・・	6
8	立入検査と報告の徴収	・・・	7
	罰則一覧	・・・	8
	特定施設一覧	・・・	9

1 下水道へ排除するときの基準

下水道に有害物質を含む悪質な下水が流れ込むと、下水道施設を傷めたり、処理場での下水の処理に悪影響を与えるだけでなく、それが処理しきれずに河川等に流れ込むと、自然環境の破壊につながります。

このため、工場や事業場などで発生した悪質な下水は、それぞれの工場、事業場において処理施設（除害施設）を設置し、法律や条例で定められた排除基準まで処理して、下水道へ放流することが、義務づけられています。

・各規制項目の下水道に対する影響・

カドミウム、有機燐、鉛、銅、砒素、水銀、PCB、セレン、銅、亜鉛、鉄、マンガン、ほう素	生物処理機能の低下 汚泥処理、処分を困難に
シアン	青酸ガスによる管渠内作業の妨害 生物処理機能の低下
トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、チオラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン	気化ガスによる管渠内作業の妨害 生物処理機能の低下
フェノール類	悪臭の発生 生物処理機能の低下
弗素	生物処理機能の低下
pH（酸） ----- （酸、アルカリ）	他の排水との混合による有毒ガスの発生 下水道施設の損傷 生物処理機能の低下
BOD	処理施設に過負荷
SS	処理施設に過負荷 管渠内清掃の増加、管渠の閉塞
ルルル抽出物質	管渠の閉塞 管内火災、爆発 生物処理機能の低下
窒素、燐	通常の生物処理では除去が困難
温度	コンクリートの腐食促進 悪臭の発生
沃素消費量	下水道施設の腐食 硫化水素ガスによる管渠内作業の妨害

下水道への排除基準

単位:mg/l (ダイオキシン類,pH,温度を除く)

対象(日平均排水量)	特定事業場 [水質汚濁防止法]			特定事業場 [ダイオキシン特措法]	その他の 事業場	
	50m ³ /日以上	50m ³ /日未満 30m ³ /日以上	30m ³ /日未満			
健康項目	カドミウム及びその化合物	0.1			0.1	
	シアン化合物	1			1	
	有機燐化合物	1			1	
	鉛及びその化合物	0.1			0.1	
	六価クロム化合物	0.5			0.5	
	砒素及びその化合物	0.1			0.1	
	総水銀	0.005			0.005	
	アルキル水銀化合物	検出されないこと			検出されないこと	
	ポリ塩化ビフェニル	0.003			0.003	
	トリクロロエチレン	0.3			0.3	
	テトラクロロエチレン	0.1			0.1	
	ジクロロメタン	0.2			0.2	
	四塩化炭素	0.02			0.02	
	1,2-ジクロロエタン	0.04			0.04	
	1,1-ジクロロエチレン	1			1	
	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4			0.4	
	1,1,1-トリクロロエタン	3			3	
	1,1,2-トリクロロエタン	0.06			0.06	
	1,3-ジクロロプロペン	0.02			0.02	
	チウラム	0.06			0.06	
	シマジン	0.03			0.03	
	チオベンカルブ	0.2			0.2	
	ベンゼン	0.1			0.1	
	セレン及びその化合物	0.1			0.1	
	ほう素及びその化合物	10			10	
	ふつ素及びその化合物	8			8	
環境項目	フェノール類	5		5		
	銅及びその化合物	3		3		
	亜鉛及びその化合物	2		2		
	鉄及びその化合物(溶解性)	10		10		
	マンガン及びその化合物(溶解性)	10		10		
	クロム及びその化合物	2		2		
処理可能項目	ダイオキシン類	10pg/l			10pg/l	10pg/l
	水素イオン濃度(pH)	5~9(5.7~8.7)			5~9(5.7~8.7)	
	生物化学的酸素要求量(BOD)	600(300)			600(300)	
	浮遊物質(SS)	600(300)			600(300)	
	ノルマルヘキサン	5	4	3	5	5
	抽出物質含有量	30	20	10	30	30
	窒素含有量				240	
	リン含有量				32	
施設損傷項目	温度	45 (40)				
	酸素消費量	220				
	色又は臭気	放流先で支障をきたすような色又は臭気を帯びていないもの				

備考

- は直罰の対象となる基準です。
- ()は製造業又はガス供給業に適用される基準です。
- BOD, SSについては、日最大排水量50m³以上の事業場に適用されます。
- は日平均排水量1,000m³未満、は1,000m³以上5,000m³未満、は5,000m³以上の事業場に適用されます。

2 除害施設

継続して下水の排除基準を超える下水を排除して公共下水道を使用する場合には、排水処理を行い、基準以下にして排除しなければなりません。この排水処理施設のことを除害施設といいます。

3 特定施設と特定事業場

特定施設とは、人の健康及び生活環境に被害を生ずるおそれのある物質を含む汚水や廃液を排出する施設で、水質汚濁防止法第2条第2項で定められた施設をいいます。

事業場排水の排除基準は、特定施設を有する事業場（特定事業場）とその他の事業場で違いはありませんが、事務手続きや種々の規制、罰則などに大きな違いがありますので、ご自分の事業場が特定事業場に該当するかしらないかを、よく調べていただく必要があります。

4 特定施設設置者の受ける規制

特定施設の設置者は、次のような規制を受けます。

(1) 工事等の実施の制限(下水道法第12条の6)

特定施設の設置届や構造等の変更届を提出したときは、届出が受理されてから60日以内は、特定施設の工事に着手できないことになっています。これは、届出の内容を審査するためです。ただし、審査の結果、排除基準等に適合すると認められる場合は、この制限期間は短縮されます。

(2) 計画変更命令(下水道法第12条の5)

特定施設の設置届や構造等の変更届により、排除基準を守れない施設であると認められる場合は、届出が受理された日から60日以内に限り、特定施設の構造、使用の方法、汚水の処理の方法について、計画の変更、場合により設置計画の廃止が命じられることがあります。

(3) 改善命令等(下水道法第37条の3)

特定事業場(特定施設がすでに設置されている事業場)から下水道へ排除されている汚水の水質が、特定施設の状況、汚水の処理方法からみて排除基準に適合しないおそれがあるときは、期限を定めて特定施設の構造、使用の方法、汚水の処理方法について改善を命じられたり、特定施設の使用若しくは下水道への汚水の排除の停止を命じられることがあります。

(4) 排除基準に違反したとき(下水道法第46条の2)

特定事業場から下水道へ排除される汚水の水質が下水道への排除基準に違反した場合、行政措置(改善命令等)を経ずに、直ちに罰則が適用(直罰規定)されることとなっています。

#(2)～(4)の規制は、次の場合は適用されません。

違反又は違反のおそれのある項目が、

環境項目で、1日当たりの平均排水量が30m³未満の事業場の場合。

処理可能項目で、1日当たりの平均排水量が50m³未満の事業場の場合。

施設損傷項目、その他の場合。

5 届出

次のいずれかに該当する場合は、それぞれ届出が必要です。

(1) 公共下水道使用開始(変更)届

届出を要する場合	届出の種類	届出の時期
日最大排水量が50m ³ 以上の場合、 又は水質が排除基準に適合しない場合 (下水道法第11条の2第1項)	公共下水道使用開始(変更)届 (下水道法施行規則様式第四)	あらかじめ
特定施設の設置者(上記により届出をする場合を除く) (下水道法第11条の2第2項)	公共下水道使用開始届 (様式第五)	あらかじめ

(2) 特定施設の設置等の届出

届出を要する場合	届出の種類	届出の時期
公共下水道を使用する者で、特定施設を新しく設置しようとするとき (下水道法第12条の3第1項)	特定施設設置届出書 (様式第六)	特定施設の設置予定日の60日前まで
公共下水道を使用する者で、既設の施設が新たに特定施設に指定されたとき (下水道法第12条の3第2項)	特定施設使用届出書 (様式第七)	特定施設に指定された日から30日以内
すでに特定施設を設置している事業場からの汚水の排除先が公共用水域から公共下水道になったとき (下水道法第12条の3第3項)		公共下水道を使用することになった日から30日以内
上記による届出のうち、特定施設の構造、使用方法、汚水の処理方法、下水の量及び水質、用水及び排水の系統の変更等をしようとするとき (下水道法第12条の4)	特定施設の構造等変更届出書 (様式第八)	変更予定日の60日前まで
上記の届出をした者の氏名、事業場名、所在地等に変更があったとき (下水道法第12条の7)	氏名変更等届出書 (様式第十)	変更した日から30日以内
届出済の特定施設の使用を廃止したとき (下水道法第12条の7)	特定施設使用廃止届出書 (様式第十一)	廃止した日から30日以内
届出済の特定施設を譲り受け、又は借り受けた場合及び相続、合併により上記の届出をした者の地位を継承した場合 (下水道法第12条の8)	承継届出書 (様式第十二)	承継した日から30日以内

(3) 除害施設の設置等の届出

届出を要する場合	届出の種類	届出の時期
公共下水道を使用する者で、除害施設の新設、増設、改築を行うとき（特定施設設置者を除く） （茨木市下水道条例第15条の2第1項）	除害施設（新設・増設・改築）届 （条例施行規則様式第9号）	工事着手の1か月前まで
公共下水道を使用する者で、除害施設の新設、増設、改築を行ったとき（特定施設設置者を除く） （茨木市下水道条例第15条の2第2項）	除害施設（新設・増設・改築）工事完了届 （様式第10号）	工事完了日から5日以内
除害施設管理責任者を選任したとき* （茨木市下水道条例第15条の3第3項）	除害施設管理責任者選任届（様式第10号の1）	選任した日から7日以内

* 除害施設設置者は、その維持管理に関する業務を担当する責任者を、除害施設を設置した日から14日以内に選任しなければなりません。（茨木市下水道条例第15条の3第1項）

6 事故時の措置

下水道法第12条の9の改正により、特定事業場における事故時の措置及び届出が義務付けされました。

- (1) 特定事業場で事故が発生した場合には、事故時の応急の措置、及び公共下水道管理者への届出が必要です。
- (2) 適切な応急の措置が講じられていない場合は、公共下水道管理者が応急の措置を講ずるよう命じることがあります。
- (3) 上記の措置の命令に違反した場合、罰則が適用されます

7 水質の測定義務

特定施設の設置者は、除害施設の有無に関わらず下水の水質を測定し、その結果を記録しておかなければなりません。（下水道法第12条の12）
具体的な方法は、

- (1) 水質の測定は、下水の水質の検定方法に関する省令に定める検定方法で行うこと。
- (2) 水質の測定回数は、温度、水素イオン濃度については排水の期間中 1 日 1 回以上。生物化学的酸素要求量については、14 日を超えない排水の期間ごとに 1 回以上。その他の項目については、7 日を超えない排水の期間ごとに 1 回以上。
- (3) 水質の測定は、公共下水道の排出口ごとに、公共下水道に流入する直前で、公共下水道による影響の及ばない地点で行うこと。
- (4) 測定の結果は、水質測定記録表（下水道法施行規則様式第十三）により記録し、5 年間保存しておくこと。
となっています。

8 立入検査と報告の徴収

(1) 立入検査（下水道法第 13 条）

公共下水道管理者は、公共下水道の施設や機能を守り、終末処理場からの放流水の水質を適正に保つために必要な限度において、事業場に立ち入り、排水設備、特定施設、除害施設その他の物件を検査できることになっています。

本市では随時立入検査を行い、特定施設や除害施設等の稼働状況、下水の水質等进行检查し、必要に応じて運転方法の変更の指示や施設の改善の指導、命令を行います。

(2) 報告の徴収（下水道法第 39 条の 2 ）

公共下水道管理者は、公共下水道を適正に管理するために必要な限度において、特定施設の設置者及び悪質下水の排除者から、事業場の状況、除害施設、下水の水質等について報告の徴収ができることになっています。

罰則一覧（下水道法第45条～第51条）

・届出等の違反に係る罰則・

第12条の3第1項（特定施設設置届）又は第12条の4（特定施設の構造等変更届）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者	3月以下の懲役又は20万円以下の罰金	第47条の2
第11条の2（使用開始等の届出）又は第12条の3第2項若しくは第3項（特定施設使用届）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者	20万円以下の罰金	第49条第1号
第12条の6第1項（実施の制限）の規定に違反した者	同上	第49条第2号
第12条の12（水質の測定義務等）の規定による記録をせず、又は虚偽の記録をした者	同上	第49条第3号
第39条の2（報告の徴収）の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者	同上	第49条第5号
第12条の7（氏名変更等の届出）、第12条の8第3項（承継届）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者	10万円以下の過料	第51条

・排除基準違反に係る罰則・

第12条の2第1項又は第5項（直罰基準）、第12条の9第2項（事故時の応急措置命令）の規定に違反した者	6月以下の懲役又は50万円以下の罰金	第46条の2第1項
過失により上記の罪を犯した者	3月以下の禁錮又は20万円以下の罰金	第46条の2第2項

・その他の罰則・

第12条の5（計画変更命令）若しくは第37条の2（改善命令等）の規定による命令、又は第38条第1項若しくは第2項（公共下水道管理者の監督処分等）の規定による命令に違反した者	1年以下の懲役又は100万円以下の罰金	第46条
第13条第1項（排水設備等の検査）の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者	20万円以下の罰金	第49条第4号
第32条第7項（他人の土地の立入又は一時使用）の規定に違反して土地の立入又は一時使用を拒み、又は妨げた者	6月以下の懲役又は50万円以下の罰金	第47条
公共下水道の施設を損壊し、その他公共下水道の施設の機能に障害を与えて下水の排除を妨害した者	5年以下の懲役又は100万円以下の罰金	第45条第1項
みだりに公共下水道の施設を操作し、よって下水の排除を妨害した者	2年以下の懲役又は50万円以下の罰金	第45条第2項
法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して第46条から第49条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する	第46条から第49条の罰金刑	第50条

特定施設一覧表

(水質汚濁防止法施行令別表第一)

施設番号	特定施設の対象業種、施設名称
1	<p>鉱業又は水洗炭業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 選鉱施設 ロ 選炭施設 ハ 坑水中和沈でん施設 ニ 掘さく用の泥水分離施設
1の2	<p>畜産農業又はサービス業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 豚房施設(豚房の総面積が五〇平方メートル未満の事業場に係るものを除く。) ロ 牛房施設(牛房の総面積が二〇〇平方メートル未満の事業場に係るものを除く。) ハ 馬房施設(馬房の総面積が五〇〇平方メートル未満の事業場に係るものを除く。)
2	<p>畜産食料品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 原料処理施設 ロ 洗淨施設(洗びん施設を含む。) ハ 湯煮施設
3	<p>水産食料品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 水産動物原料処理施設 ロ 洗淨施設 ハ 脱水施設 ニ ろ過施設 ホ 湯煮施設
4	<p>野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 原料処理施設 ロ 洗淨施設 ハ 圧搾施設 ニ 湯煮施設
5	<p>みそ、しょう油、食用アミノ酸、グルタミン酸ソーダ、ソース又は食酢の製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 原料処理施設 ロ 洗淨施設 ハ 湯煮施設 ニ 濃縮施設 ホ 精製施設 ヘ ろ過施設
6	<p>小麦粉製造業の用に供する洗淨施設</p>
7	<p>砂糖製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 原料処理施設 ロ 洗淨施設(流送施設を含む。) ハ ろ過施設 ニ 分離施設 ホ 精製施設
8	<p>パン若しくは菓子の製造業又は製あん業の用に供する粗製あんの沈でんそう</p>
9	<p>米菓製造業又はこうじ製造業の用に供する洗米機</p>
10	<p>飲料製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 原料処理施設 ロ 洗淨施設(洗びん施設を含む。) ハ 搾汁施設 ニ ろ過施設 ホ 湯煮施設 ヘ 蒸りゆう施設
11	<p>動物系飼料又は有機質肥料の製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 原料処理施設 ロ 洗淨施設 ハ 圧搾施設 ニ 真空濃縮施設 ホ 水洗式脱臭施設
12	<p>動植物油脂製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 原料処理施設 ロ 洗淨施設 ハ 圧搾施設 ニ 分離施設
13	<p>イースト製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 原料処理施設 ロ 洗淨施設 ハ 分離施設

14	でん粉又は化工でん粉の製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料浸せき施設 ロ 洗淨施設(流送施設を含む。) ハ 分離施設 ニ 洗だめ及びこれに類する施設
15	ぶどう糖又は水あめの製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ ろ過施設 ハ 精製施設
16	めん類製造業の用に供する湯煮施設
17	豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設
18	インスタントコーヒー製造業の用に供する抽出施設
18の2	冷凍調理食品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 湯煮施設 ハ 洗淨施設
18の3	たばこ製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 水洗式脱臭施設 ロ 洗淨施設
19	紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ まゆ湯煮施設 ロ 副蚕処理施設 ハ 原料浸せき施設 ニ 精練機及び精練そう ホ シルケツト機 ヘ 漂白機及び漂白そう ト 染色施設 チ 薬液浸透施設 リ のり抜き施設
20	洗毛業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 洗毛施設 ロ 洗化炭施設
21	化学繊維製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 湿式紡糸施設 ロ リンター又は未精練繊維の薬液処理施設 ハ 原料回収施設
21の2	一般製材業又は木材チップ製造業の用に供する湿式パーカー
21の3	合板製造業の用に供する接着機洗淨施設
21の4	パーティクルボード製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 湿式パーカー ロ 接着機洗淨施設
22	木材薬品処理業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 湿式パーカー ロ 薬液浸透施設
23	パルプ、紙又は紙加工品の製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料浸せき施設 ロ 湿式パーカー ハ 碎木機 ニ 蒸解施設 ホ 蒸解廃液濃縮施設 ヘ チツプ洗淨施設及びパルプ洗淨施設 ト 漂白施設 チ 抄紙施設(抄造施設を含む。) リ セロハン製膜施設 ヌ 湿式繊維板成型施設 ル 廃ガス洗淨施設
23の2	新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 自動式フィルム現像洗淨施設 ロ 自動式感光膜付印刷版現像洗淨施設
24	化学肥料製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 分離施設 ハ 水洗式破碎施設 ニ 廃ガス洗淨施設 ホ 湿式集じん施設
25	水銀電解法によるか性ソーダ又はか性カリの製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 塩水精製施設 ロ 電解施設

26	無機顔料製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 洗浄施設 ロ ろ過施設 ハ カドミウム系無機顔料製造施設のうち、遠心分離機 ニ 群青製造施設のうち、水洗式分別施設 ホ 廃ガス洗浄施設
27	前二号に掲げる事業以外の無機化学工業製品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 遠心分離機 ハ 硫酸製造施設のうち、亜硫酸ガス冷却洗浄施設 ニ 活性炭又は二硫化炭素の製造施設のうち、洗浄施設 ホ 無水けい酸製造施設のうち、塩酸回収施設 ヘ 青酸製造施設のうち、反応施設 ト よう素製造施設のうち、吸着施設及び沈でん施設 チ 海水マグネシア製造施設のうち、沈でん施設 リ バリウム化合物製造施設のうち、水洗式分別施設 ヌ 廃ガス洗浄施設 ル 湿式集じん施設
28	カーバ이트法アセチレン誘導品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 湿式アセチレンガス発生施設 ロ さく酸エステル製造施設のうち、洗浄施設及び蒸りゆう施設 ハ ポリビニルアルコール製造施設のうち、メチルアルコール蒸りゆう施設 ニ アクリル酸エステル製造施設のうち、蒸りゆう施設 ホ 塩化ビニルモノマー洗浄施設 ヘ クロロブレンモノマー洗浄施設
29	コールタール製品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ ベンゼン類硫酸洗浄施設 ロ 静置分離器 ハ タール酸ソーダ硫酸分解施設
30	発酵工業(第五号、第十号及び第十三号に掲げる事業を除く。)の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 蒸りゆう施設 ハ 遠心分離機 ニ ろ過施設
31	メタン誘導品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ メチルアルコール又は四塩化炭素の製造施設のうち、蒸りゆう施設 ロ ホルムアルデヒド製造施設のうち、精製施設 ハ フロンガス製造施設のうち、洗浄施設及びろ過施設
32	有機顔料又は合成染料の製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 顔料又は染色レーキの製造施設のうち、水洗施設 ハ 遠心分離機 ニ 廃ガス洗浄施設
33	合成樹脂製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 縮合反応施設 ロ 水洗施設 ハ 遠心分離機 ニ 静置分離器 ホ ぶつ素樹脂製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設及び蒸りゆう施設 ヘ ポリプロピレン製造施設のうち、溶剤蒸りゆう施設 ト 中圧法又は低圧法によるポリエチレン製造施設のうち、溶剤回収施設 チ ポリブテンの酸又はアルカリによる処理施設 リ 廃ガス洗浄施設 ヌ 湿式集じん施設
34	合成ゴム製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 脱水施設 ハ 水洗施設 ニ ラテックス濃縮施設 ホ スチレン・ブタジエンゴム、ニトリル・ブタジエンゴム又はポリブタジエンゴムの製造施設のうち、静置分離器
35	有機ゴム薬品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 蒸りゆう施設 ロ 分離施設 ハ 廃ガス洗浄施設

36	合成洗剤製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 廃酸分離施設 ロ 廃ガス洗浄施設 ハ 湿式集じん施設
37	前六号に掲げる事業以外の石油化学工業(石油又は石油副生ガス中に含まれる炭化水素の分解、分離その他の化学的処理により製造される炭化水素又は炭化水素誘導品の製造業をいい、第五十一号に掲げる事業を除く。)の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 洗浄施設 ロ 分離施設 ハ ろ過施設 ニ アクリロニトリル製造施設のうち、急冷施設及び蒸りゆう施設 ホ アセトアルデヒド、アセトン、カプロラクタム、テレフタル酸又はトリレンジアミンの製造施設のうち、蒸りゆう施設 ヘ アルキルベンゼン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設 ト イソプロピルアルコール製造施設のうち、蒸りゆう施設及び硫酸濃縮施設 チ エチレンオキサイド又はエチレングリコールの製造施設のうち、蒸りゆう施設及び濃縮施設 リ ニ エチルヘキシルアルコール又はイソブチルアルコールの製造施設のうち、縮合反応施設及び蒸りゆう施設 ヌ シクロヘキサノン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設 ル トリレンジイソシアネート又は無水フタル酸の製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設 ヲ ノルマルパラフィン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設及びメチルアルコール蒸りゆう施設 ワ プロピレンオキサイド又はプロピレングリコールのけん化器 カ メチルエチルケトン製造施設のうち、水蒸気凝縮施設 ヨ メチルメタアクリレートモノマー製造施設のうち、反応施設及びメチルアルコール回収施設 タ 廃ガス洗浄施設
38	石けん製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料精製施設 ロ 塩析施設
39	硬化油製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 脱酸施設 ロ 脱臭施設
40	脂肪酸製造業の用に供する蒸りゆう施設
41	香料製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 洗浄施設 ロ 抽出施設
42	ゼラチン又はにかわの製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 石灰づけ施設 ハ 洗浄施設
43	写真感光材料製造業の用に供する感光剤洗浄施設
44	天然樹脂製品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 脱水施設
45	木材化学工業の用に供するフルフラール蒸りゆう施設
46	第二十八号から前号までに掲げる事業以外の有機化学工業製品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 水洗施設 ロ ろ過施設 ハ ヒドラジン製造施設のうち、濃縮施設 ニ 廃ガス洗浄施設
47	医薬品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 動物原料処理施設 ロ ろ過施設 ハ 分離施設 ニ 混合施設(第二条各号に掲げる物質を含有する物を混合するものに限る。以下同じ。) ホ 廃ガス洗浄施設
48	火薬製造業の用に供する洗浄施設
49	農薬製造業の用に供する混合施設
50	第二条各号に掲げる物質を含有する試薬の製造業の用に供する試薬製造施設
51	石油精製業(潤滑油再生業を含む。)の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 脱塩施設 ロ 原油常圧蒸りゆう施設 ハ 脱硫施設 ニ 揮発油、灯油又は軽油の洗浄施設 ホ 潤滑油洗浄施設

51の2	自動車用タイヤ若しくは自動車用チューブの製造業、ゴムホース製造業、工業用ゴム製品製造業(防振ゴム製造業を除く。)、更生タイヤ製造業又はゴム板製造業の用に供する直接加硫施設
51の3	医療用若しくは衛生用のゴム製品製造業、ゴム手袋製造業、糸ゴム製造業又はゴムバンド製造業の用に供するラテックス成形型洗浄施設
52	皮革製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 洗浄施設 ロ 石灰づけ施設 ハ タンニンづけ施設 ニ クロム浴施設 ホ 染色施設
53	ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 研摩洗浄施設 ロ 塵ガス洗浄施設
54	セメント製品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 抄造施設 ロ 成型機 ハ 水養生施設(蒸気養生施設を含む。)
55	生コンクリート製造業の用に供するパッチャープラント
56	有機質砂かべ材製造業の用に供する混合施設
57	人造黒鉛電極製造業の用に供する成型施設
58	窯業原料(うわ薬原料を含む。)の精製業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 水洗式破碎施設 ロ 水洗式分別施設 ハ 酸処理施設 ニ 脱水施設
59	碎石業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 水洗式破碎施設 ロ 水洗式分別施設
60	砂利採取業の用に供する水洗式分別施設
61	鉄鋼業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ タール及びガス液分離施設 ロ ガス冷却洗浄施設 ハ 圧延施設 ニ 焼入れ施設 ホ 湿式集じん施設
62	非鉄金属製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 還元そう ロ 電解施設(溶融塩電解施設を除く。) ハ 焼入れ施設 ニ 水銀精製施設 ホ 塵ガス洗浄施設 ヘ 湿式集じん施設
63	金属製品製造業又は機械器具製造業(武器製造業を含む。)の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 焼入れ施設 ロ 電解式洗浄施設 ハ カドミウム電極又は鉛電極の化成施設 ニ 水銀精製施設 ホ 塵ガス洗浄施設
63の2	空きびん卸売業の用に供する自動式洗びん施設
63の3	石炭を燃料とする火力発電施設のうち、塵ガス洗浄施設
64	ガス供給業又はコークス製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ タール及びガス液分離施設 ロ ガス冷却洗浄施設(脱硫化水素施設を含む。)
64の2	水道施設(水道法(昭和三十二年法律第七十七号)第三条第八項に規定するものをいう。)、工業用水道施設(工業用水道事業法(昭和三十二年法律第八十四号)第二条第六項に規定するものをいう。)又は自家用工業用水道(同法第二十一条第一項に規定するものをいう。)の施設のうち、浄水施設であつて、次に掲げるもの(これらの浄水能力が一日当たり一立方メートル未満の事業場に係るものを除く。) イ 沈でん施設 ロ る過施設
65	酸又はアルカリによる表面処理施設
66	電気めつき施設

66の2	旅館業(旅館業法(昭和二十三年法律第百三十八号)第二条第一項に規定するもの(下宿営業を除く。)をいう。)の用に供する施設のうち、入浴施設で温泉法第2条第1項に規定する温泉を利用する施設であつて、次に掲げるもの イ ちゆう房施設 ロ 洗たく施設 ハ 入浴施設
66の3	共同調理場(学校給食法(昭和二十九年法律第百六十号)第五条の二に規定する施設をいう。以下同じ。)に設置されるちゆう房施設(業務の用に供する部分の総床面積(以下単に「総床面積」という。)が五〇〇平方メートル未満の事業場に係るものを除く。)
66の4	弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゆう房施設(総床面積が三六〇平方メートル未満の事業場に係るものを除く。)
66の5	飲食店(次号及び第六十六号の七に掲げるものを除く。)に設置されるちゆう房施設(総床面積が四二〇平方メートル未満の事業場に係るものを除く。)
66の6	そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店その他の通常主食と認められる食事を提供しない飲食店(次号に掲げるものを除く。)に設置されるちゆう房施設(総床面積が六三〇平方メートル未満の事業場に係るものを除く。)
66の7	料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する飲食店で設備を設けて客の接待をし、又は客にダンスをさせるものに設置されるちゆう房施設(総床面積が一、五〇〇平方メートル未満の事業場に係るものを除く。)
67	洗たく業の用に供する洗淨施設
68	写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗淨施設
68の2	病院(医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第一条の五第一項に規定するものをいう。以下同じ。)で病床数が三〇〇以上であるものに設置される施設であつて、次に掲げるもの イ ちゆう房施設 ロ 洗淨施設 ハ 入浴施設
69	と畜業又は死亡獣畜取扱業の用に供する解体施設
69の2	中央卸売市場(卸売市場法(昭和四十六年法律第三十五号)第二条第三項に規定するものをいう。)に設置される施設であつて、次に掲げるもの(水産物に係るものに限る。) イ 卸売場 ロ 仲卸売場
69の3	地方卸売市場(卸売市場法第二条第四項に規定するもの(卸売市場法施行令(昭和四十六年政令第二百二十一号)第二条第二号に規定するものを除く。)をいう。)に設置される施設であつて、次に掲げるもの(水産物に係るものに限り、これらの総面積が一、〇〇〇平方メートル未満の事業場に係るものを除く。) イ 卸売場 ロ 仲卸売場
70	廃油処理施設(海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律(昭和四十五年法律第百三十六号)第三条第十四号に規定するものをいう。)
70の2	自動車分解整備事業(道路運送車両法(昭和二十六年法律第百八十五号)第七十七条に規定するものをいう。以下同じ。)の用に供する洗車施設(屋内作業場の総面積が八〇〇平方メートル未満の事業場に係るもの及び次号に掲げるものを除く。)
71	自動式車両洗淨施設
71の2	科学技術(人文科学のみに係るものを除く。)に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場で環境省令で定めるものに設置されるそれらの業務の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 洗淨施設 ロ 焼入れ施設
71の3	一般廃棄物処理施設(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号)第八条第一項に規定するものをいう。)である焼却施設
71の4	産業廃棄物処理施設(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条第一項に規定するものをいう。)のうち、次に掲げるもの 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和四十六年政令第三百号)第七条第一号、第三号から第六号まで、第八号又は第十一号に掲げる施設であつて、国若しくは地方公共団体又は産業廃棄物処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第二条第四項に規定する産業廃棄物の処分を業として行う者(同法第十四条第四項ただし書の規定により同項本文の許可を受けることを要しない者及び同法第十四条の四第四項ただし書の規定により同項本文の許可を受けることを要しない者を除く。)をいう。)が設置するもの イ ロ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第七条第十二号から第十三号までに掲げる施設
71の5	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンによる洗淨施設(前各号に該当するものを除く。)
71の6	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンの蒸留施設(前各号に該当するものを除く。)

72	し尿処理施設(建築基準法施行令第三十二条第一項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が五〇〇人以下のし尿浄化槽を除く。)
73	下水道終末処理施設
74	特定事業場から排出される水(公共用水域に排出されるものを除く。)の処理施設(前二号に掲げるものを除く。)

ダイオキシン類特別措置法施行令別表第一

施設番号	特定施設の対象業種、施設名称
1	焼結鉍(銑鉄の製造の用に供するものに限る。)の製造の用に供する焼結炉であって、原料の処理能力が一時間当たり一トン以上のもの
2	製鋼の用に供する電気炉(銑鋼又は鍛鋼の製造の用に供するものを除く。)であって、変圧器の定格容量が一、〇〇〇キロボルトアンペア以上のもの
3	亜鉛の回収(製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであって、集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る。)の用に供する焙焼炉、焼結炉、溶鉍炉、溶解炉及び乾燥炉であって、原料の処理能力が一時間当たり〇・五トン以上のもの
4	アルミニウム合金の製造(原料としてアルミニウムくず(当該アルミニウム合金の製造を行う工場内のアルミニウムの圧延工程において生じたものを除く。)を使用するものに限る。)の用に供する焙焼炉、溶解炉及び乾燥炉であって、焙焼炉及び乾燥炉にあつては原料の処理能力が一時間当たり〇・五トン以上のもの、溶解炉にあつては容量が一トン以上のもの
5	廃棄物焼却炉であって、火床面積(廃棄物の焼却施設に二以上の廃棄物焼却炉が設置されている場合にあつては、それらの火床面積の合計)が〇・五平方メートル以上又は焼却能力(廃棄物の焼却施設に二以上の廃棄物焼却炉が設置されている場合にあつては、それらの焼却能力の合計)が一時間当たり五〇キログラム以上のもの

ダイオキシン類特別措置法施行令別表第二

施設番号	特定施設の対象業種、施設名称
1	硫酸塩パルプ(クラフトパルプ)又は亜硫酸パルプ(サルファイトパルプ)の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設
2	カーバイド法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設
3	硫酸カリウムの製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設
4	アルミナ繊維の製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設
5	担体付き触媒の製造(塩素又は塩素化合物を使用するものに限る。)の用に供する焼成炉から発生するガスを処理する施設のうち、廃ガス洗浄施設
6	塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設
7	カプロラクタムの製造(塩化ニトロシルを使用するものに限る。)の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ 硫酸濃縮施設 ロ シクロヘキサン分離施設 ハ 廃ガス洗浄施設
8	クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ 水洗施設 ロ 廃ガス洗浄施設
9	四クロロフタル酸水素ナトリウムの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 乾燥施設 ハ 廃ガス洗浄施設
10	二・三 シクロロ 一・四 ナフトキノンの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 廃ガス洗浄施設
11	八・十八 ジクロロ 五・十五 ジエチル 五・十五 ジヒドロジンドロ[三・二 b: 三・二 m]トリフェノジオキサジン(別名ジオキサジンバイオレット。八において単に「ジオキサジンバイオレット」という。)の製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ ニトロ化誘導体分離施設及び還元誘導体分離施設 ロ ニトロ化誘導体洗浄施設及び還元誘導体洗浄施設 ハ ジオキサジンバイオレット洗浄施設 ニ 熱風乾燥施設
12	アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉から発生するガスを処理する施設のうち、次に掲げるもの イ 廃ガス洗浄施設 ロ 湿式集じん施設
13	亜鉛の回収(製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであって、集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る。)の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ 精製施設 ロ 廃ガス洗浄施設 ハ 湿式集じん施設

14	担体付き触媒(使用済みのものに限る。)からの金属の回収(ソーダ灰を添加して焙焼炉で処理する方法及びアルカリにより抽出する方法(焙焼炉で処理しないものに限る。)によるものを除く。)の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 精製施設 ハ 廃ガス洗浄施設
15	別表第一第五号に掲げる廃棄物焼却炉から発生するガスを処理する施設のうち次に掲げるもの及び当該廃棄物焼却炉において生ずる灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの イ 廃ガス洗浄施設 ロ 湿式集じん施設
16	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和四十六年政令第三百号)第七条第十二号の二及び第十三号に掲げる施設
17	フロン類(特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律施行令(平成六年政令第三百イ)プラズマ反応施設 ロ 廃ガス洗浄施設 ハ 湿式集じん施設
18	下水道終末処理施設(第一号から前号まで及び次号に掲げる施設に係る汚水又は廃液を含む下水を処理するものに限る。)
19	第一号から第十七号までに掲げる施設を設置する工場又は事業場から排出される水(第一号から第十七号までに掲げる施設に係る汚水若しくは廃液又は当該汚水若しくは廃液を処理したものを含むもの)に限り、公共用水域に排出されるものを除く。)の処理施設(前号に掲げるものを除く。)

平成 23 年 11 月 発行
茨木市建設部下水道課
〒567-8505 茨木市駅前三丁目8-13
072-622-8121